

開成町立文命中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日策定

1 いじめの防止等に向けた基本姿勢

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 本校における基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない。」ということを生徒に周知徹底する。そして、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合には、適切に且つ速やかにこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめ防止等に取り組むための校内組織

(1) 「校内いじめ防止等対策委員会」

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策会議」を設置し、月に1回程度開催する。いじめについては組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断を行う。

また、この組織が、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにする。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、委員会を緊急開催する。

この組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを毎年度点検し、必要に応じて見直す。

① 構成

校長、教頭、総括教諭、生徒指導担当、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※検討事項や事案内容により、依頼可能な第三者等の参加を柔軟に検討し校長が任命する。

② 活動内容

- ・生徒の問題行動等に係る情報の共有
- ・いじめの防止等に係る取組方針の企画立案
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・対応方針の決定
- ・いじめ事案の記録・報告
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

(2) 「教育相談支援連絡会」

教育相談コーディネーターを中心にして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、学校相談支援員等で構成し、いじめの未然防止のための生徒の心のケア等について検討、共通理解を行う。

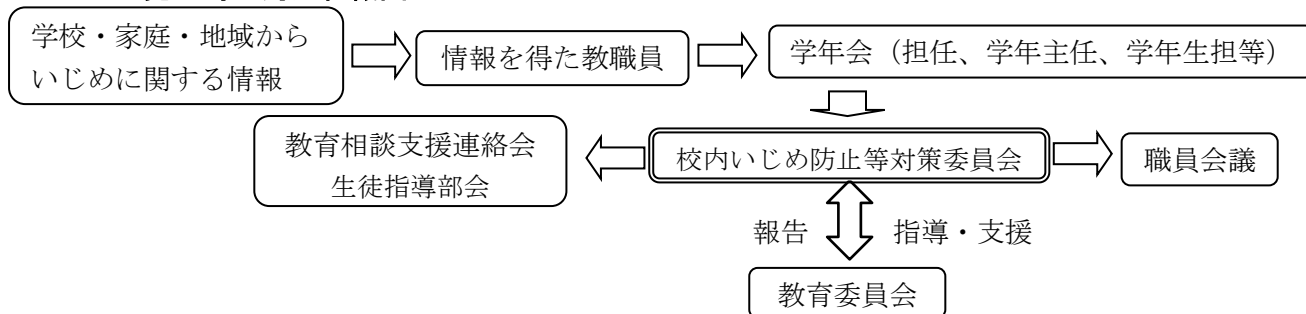
3 いじめの未然防止

- (1) いじめは決して許されないという共通認識に立ち、いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- (2) 職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添った指導を行う。
- (3) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (4) 授業についていけない焦りや劣等感などがいじめの原因とならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 学校は生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努める。
- (7) 特に配慮が必要な生徒※に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
※発達障害を含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国につながる生徒、LGBTQ とされる生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒を含む。
- (8) いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図り、開かれた学校づくりに努める。

4 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くある。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
※いじめられていても、いじめを受けた生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要がある。
 - ① 休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子把握
 - ② 個人ノート、生活の記録、個人面談、家庭訪問等による把握
- (2) 生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をする。さらに、教育相談週間の設定を行い、実態把握に努める。
 - ① 相談窓口の周知
文命中学校 相談室:0465-83-1386 開成町教育委員会 教育相談:0465-82-5221
神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番: 0466-81-8111
 - ② 保健室だより、相談室だよりの発行
 - ③ 教育相談週間 年2回 夏季休業前、冬季休業前に実施(1、2学年は希望制)
 - ④ スクールカウンセラー・心の教室相談員の活用
- (3) 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の状況の客観的な把握に努める。アンケートについては、安心していじめを訴えられるよう工夫する。
 - ・学校生活アンケート 年3回、各学期に実施

5 いじめ発生時の対応組織図



6 いじめに対する取組み

- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合はすぐにいじめをやめさせる。
- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- いじめに係る情報については、適切に記録する。

(1) いじめを受けた生徒・保護者に対する指導

- ・学校は全力をあげて本人を守ることを伝える。
- ・本人・周囲に対し聞き取り調査をおこない、身体的・精神的被害状況を正確に把握する。
いじめの原因や背景を明らかにし、根本的な解決と指導の完結を図る。
- ・いじめの事実が確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、休み時間等教員による見回りを行い、被害を継続させない体制づくりに努める等いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するため必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ・保護者に対して、子どもの話を冷静に聞き、客観的な事実の把握に努めるよう、さらに、子どもの心情を掴み、我が子を守る強い姿勢を見せ、子どもの心の安定をはかるよう依頼する。
- ・問題解決に向けた学校の方針と保護者の願いを共有し合い、解決への理解と協力を得る。
また、いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った生徒・保護者に対する指導

- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導し、反省と謝意を導く。
- ・いじめの理由や背景を聞き出し、根本的な解決を図る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては開成町教育委員会及び松田警察署等と連携して対処する。
- ・いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ・いじめの事実が確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・保護者に対しては、学校は、いじめを受けた生徒を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。さらに、事実を冷静に確認してもらい、相手の心身に与えたダメージの大きさやケースによっては法的責任を知らせ、被害生徒と保護者に対し、誠意ある適切な対応（謝罪

等)を促す。

- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

(3) その他の生徒・保護者に対する指導

- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・生徒がいじめに気づいた場合、学校や保護者に報告したり相談したりできる信頼関係づくりに努める。
- ・いじめる側や観衆者にならず、解決する意志や態度を育てる家庭環境の必要性を啓発する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもインターネット上のいじめへの理解を求めていく。また、インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者の責任のもとに直ちに削除する措置をとり、必要に応じ町その他関係機関等の協力や援助を求める。さらに、生徒が自らインターネットを通じて行われるいじめを防止する意識を持って、主体的に考え、行動する取組みを進める。

(5) いじめの解消

いじめが起きた場合、早期対応をするとともに、観察、面談などを慎重に行い、「いじめに係る行為が止んでいること（期間は少なくとも3か月を目安とする）」「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」がともに満たされた状態をめざす。単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消後も経過観察を続ける。

7 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、開成町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 町教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供する。

8 その他

(1) 教職員向けいじめ防止チェックリスト

教職員のいじめへの意識を高め、生徒間の人間関係へのアンテナを高く持ち、いじめの未然防止に努めるために、定期的に、いじめ防止チェックリストを実施する。

(2) 学校評価の活用

教職員のいじめ防止に向けた取組みを学校評価の項目に位置付け、検証を行う。

(3) 記録・資料の保管

アンケート質問票等の一次資料は、当該生徒が卒業するまで保管とし、聞き取り等を記録した二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年間とする。

家庭へのお願い

いじめの未然防止・早期発見として、子ども達の規範意識や思いやりの心を育てるには、学校の教育活動だけでなく、家庭でのご協力もお願いします。

- ・スマートフォン等による SNS の正しく健全な使い方についてご家庭で確認するとともに、お子様の使用状況の把握に努めてください。
- ・大人から進んで挨拶をして、子どもたちに手本を見せてください。
- ・人を傷つけること、迷惑をかけることなどには毅然とした態度で接し、ダメだと伝えてください。
- ・「いのちを大切にする心」「他者を尊重し、思いやる気持ち」を家庭でも話題にしてください。
- ・子どもの様子が普段と違っていたら、声をかけ、良き相談相手になってください。
- ・ご家庭だけで悩まずに、まずは学校へ相談してください。